

米原市立小中学校の在り方に関する検討委員会委員 公募要領

全国的に人口減少が進む中、本市においても合併当初4万1千人を超えていた人口は、2026年4月現在3万6千人余りとなっています。これに伴い、米原市立小中学校の児童生徒数もこの15年間で20%以上減少しており、この小規模な学校運営に対して一人ひとりに応じた教育ができる・きめ細やかな指導ができるのが魅力であるという意見がある一方で、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や、切磋琢磨する機会の減少等、少人数によるデメリットを不安視する声もあります。

そこで、本市の子どもたちにとってより望ましい教育環境について、小中学校の再編を含めた具体的な方策の策定および必要な事項に関し市民の意見を反映するため、次のとおり米原市立小中学校の在り方に関する検討委員会委員を公募します。

募集人員

- ・ 公募による委員は、2人以内

任期

- ・ 委嘱の日から当該諮問に係る審議結果を教育委員会に意見具申するまで

報酬

- ・ 会議1回の出席につき5,000円

<公募資格>

令和8年7月1日現在において年齢が満18歳以上で、米原市に在住、在勤または在学している方とします。ただし、米原市の他の審議会等の委員に2以上就いている場合は、委員となることができません。

<公募期間>

令和8年6月25日(木)から令和8年7月10日(金)まで

<応募方法>

米原市立小中学校の在り方に関する検討委員会公募委員申込書（別記様式）を米原市教育委員会事務局教育総務課へ提出してください。

なお、委員に選任された方は、氏名などに関して公表します。

申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。

<申込書の配布場所>

申込書は、以下の場所等にて配布します。

- (1) 米原市教育委員会事務局教育総務課（米原市役所本庁舎2階）
- (2) 山東支所、伊吹・近江窓口センター
- (3) 米原市公式ウェブサイト

<申込書の提出先・提出方法>

申込書は、下記へ提出してください。なお、提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかでお願いします。

持参による申込みは、公募期間中の平日午前9時00分から午後4時45分までとします。

<選考・通知>

委員の選考については、書類選考とします。なお、選考結果については、応募者全員に通知します。

(提出先・問合せ) 米原市教育委員会事務局教育総務課(米原市役所本庁舎)

住 所 〒521-8501

米原市米原 1016 番地

電話番号 0749 - 53 - 5151

Eメール kyoikusomu@city.maibara.lg.jp